

## 静岡県公安委員会規程第5号

安全運転管理者等講習の実施に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月21日

静岡県公安委員会委員長 稲田 精 治

安全運転管理者等講習の実施に関する規程の一部を改正する規程

安全運転管理者等講習の実施に関する規程（昭和54年静岡県公安委員会規程第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(講師の承認・委嘱)</p> <p><b>第5条</b> 第3条第1号に規定する専門講師の承認又は部外講師の委嘱の申請は、講習の委託を受けようとする者（以下「講習委託申請機関」という。）が公安委員会に対し、次に掲げる書類を提出して行うものとする。</p> <p>(1) 専門講師の承認</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 運転免許証の写し 1通</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(講師の承認・委嘱)</p> <p><b>第5条</b> 第3条第1号に規定する専門講師の承認又は部外講師の委嘱の申請は、講習の委託を受けようとする者（以下「講習委託申請機関」という。）が公安委員会に対し、次に掲げる書類を提出して行うものとする。</p> <p>(1) 専門講師の承認</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>運転免許証若しくは免許情報記録確認書（自動車及び一般原動機付自転車の運転免許等に関する規則（昭和40年静岡県公安委員会規則第6号）様式第34号）の写し又は免許を受けていることを証するに足りる書面（電磁的記録で作成されているものを含む。）</u> 1通</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

別記様式第1（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

講 師 承 認 申 請 書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

申請者

次の者を安全運転管理者等講習講師に承認されたく申請します。

本 籍				
住 所				
ふり 氏 年	がな 名 齢	年 月 日生（ 歳）		
運 転 免 許 関 係	免許証番号	免許の種類	免許年月日	免許の条件
	免許情報記録番号			
備 考				

別記様式第2（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

講 師 委 嘱 申 請 書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

申請者

次の者を安全運転管理者等講習部外講師として委嘱されたく申請します。

本 籍				
住 所				
ふり 氏 年	がな 名 齢	年 月 日生（ 歳）		
運 転 免 許 関 係	免許証番号	免許の種類	免許年月日	免許の条件
	免許情報記録番号			

勤務先の 職務上の 地位	
略歴	
担当する 分野	
備考	

## 附 則

- 1 この規程は、令和7年3月24日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に改正前の安全運転管理者等講習の実施に関する規程（以下「改正前の規程」という。）の様式により提出されている申請書は、改正後の安全運転管理者等講習の実施に関する規程の相当する様式により提出された申請書とみなす。
- 3 この規程の施行の際現に改正前の規程の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。